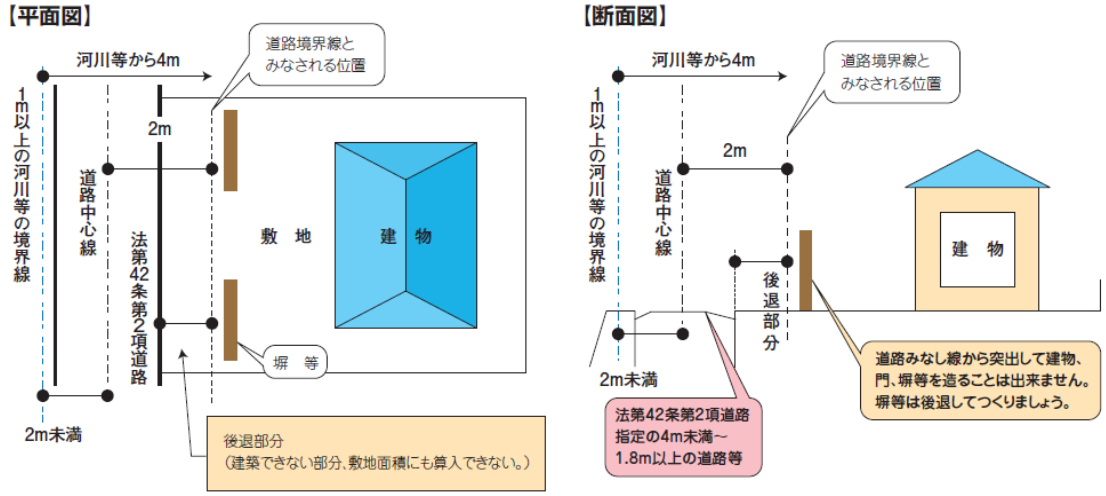
＜狭あい道路＞

1 建築基準法における狭あい道路の拡幅

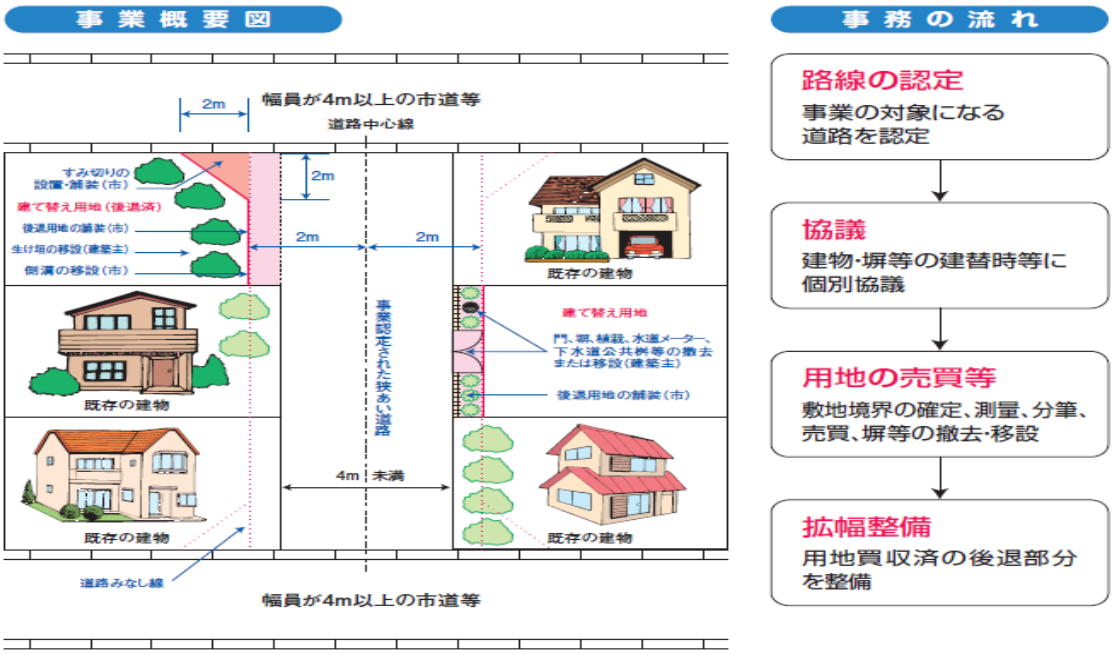
建物は、その敷地が原則として幅員 4.0m以上の道路の内、建築基準法に規定する道路に 2.0m以上接していないと新築・増築・改築等の行為ができない。（第 43 条第 1 項）

しかし、幅員 4.0m未満の道路でも都市計画区域の指定がされた以前から、現に建物が立ち並んでいる道の内、特定行政庁（守山市）が指定した幅員 1.8m以上 4.0m未満の道路【※建築基準法第 42 条第 2 項道路（以下、「2 項道路」という〈＝狭あい道路〉）】に接する敷地については、道路の中心線から 2.0m引き下がった所までは道路とみなし、その部分には建物や門、塀等を造らないことで建築等が可能となる。



2 狭あい道路整備とは

事業対象として認定された狭あい道路に面する全ての敷地において、新築、増改築を行う際に実施する敷地後退が完了した際に、後退地を市が買い取り、道路拡幅工事を実施することで、道路を 4.0mの幅員とするもの。



※事業対象となる道路について

①２項道路（狭あい道路）の内、市道または里道であること

②始点から終点までが１本の連続した狭あい道路であること

③始点が幅員 4.0ｍ以上の市道等に接続すること

3 狭あい道路の整備方法

	後退用地	支障物件移設	境界確定、用地測量、登記	整備区間	実績
大津市	**寄付**	申請者 **助成金：有**	市	**１件ごと**	～R5　175件 R6　７件 R7　13件
守山市	**買収**	申請者 **助成金：無**	市	**ブロック（路線単位）ごと**	協定書75件

※１件ごとの場合、幅員がいびつになり、別途安全対策が必要となる

参考）地区計画における区画道路（狭あい道路の認定）

